第５表　［略］

様式第27（第７条の３関係）

［表略］

［注１～10　略］

11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条第２項第１号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［12・13　略］

着信単位料金区域番号	着信単位料金区域名	通信回数	通信量
合計			

注１　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。

３　発信単位料金区域ごとに別葉とすること。

４　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

５　通信量については、時間によつて記載すること。

６　「通信回数」の欄には百を、「通信量」の欄には十を単位として記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

７　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

８　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

９　「着信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第６表　［同左］

様式第27（第７条の３関係）

［表同左］

［注１～10　同左］

11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［12・13　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

○外務省令第十四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

外務大臣　上川　陽子